

## 契約の公表に関する取扱いについて

平成18年7月28日  
理事長 裁定

改正 平成19年 2月15日

改正 平成19年12月20日

改正 平成21年 2月27日

### (目的)

第一 この取扱いは、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が締結する一定額以上の契約を公表することにより、振興会の業務の公共性及び運営の透明性の確保を図ることを目的とする。

### (公表の対象とする契約)

第二 独立行政法人日本学術振興会会計規程（平成15年規程第6号。以下「会計規程」という。）第35条、第36条、第37条の規定により締結された契約のうち振興会の支出の原因となる契約であって、予定価格が独立行政法人日本学術振興会契約規則（平成15年規程第8号。以下「契約規則」という。）第20条第2号から第7号の金額を超える契約を対象として公表することとする。

### (適用除外)

第三 この取扱いは、次に掲げる場合には適用しないこととする。

- ① 特定調達契約に該当する契約
- ② 契約規則第20条第1号に該当する場合

### (公表の時期及び方法)

第四 契約担当者等は、公表対象契約について、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に振興会のホームページに掲載し公表することとする。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内に公表することができる。

### (公表の期間)

第五 公表期間は、契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。

### (公表の内容)

第六 契約担当者等は、公表対象契約を公表する際には、別表により公表することとする。ただし、他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるもの又は本会の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがあると認められる場合は、予定価格及び落札率の公表は行わない。

### (その他)

第七 この取扱いは、平成21年4月1日以降締結する契約から適用することとする。

### 附 則

この裁定は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この裁定は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成21年4月1日から施行する。

(別表)

公共工事の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札又は指名競争入札の別(総合評価の実施)及び随意契約によることとした根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	予定価格	落札率 (契約金額/予定価格×100)	再就職の役員の数(随意契約のみ)

備考

1. 公表対象契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 会計規程第37条第1項の規定による随意契約に係る随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみではなく、具体的な理由を簡潔に記載することとする。
3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。